

問 32 : 日曜日に、勤務先の社長が監督をしているソフトボールチームの試合に出場し、手を突き指してしまいました。労災の適用になるのでしょうか。

【回答】

ソフトボールの試合に参加することが、事業主からの積極的な命令を受け、労務管理上必要であるとして参加が義務付けられ、休日出勤扱いとなって賃金が支払われていること、また、参加できないときには欠勤扱いとなるなど、業務遂行性の要件が満たされていたかがポイントになります。

具体的には、催しの主催者、目的、内容、参加方法、運営方法、費用負担などを把握して総合的に判断することになります。

社長が監督をしているチームに参加を求められた場合、参加しなければならないと思う気持ちは理解できますが、参加することが社員の自由意志にゆだねられている場合は、業務遂行性が認められない場合もあります。